

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和3年5月21日

支出負担行為担当官

気象研究所長 小泉 耕

1 当該招請の主旨

本業務については、当所が実施する研究施策「AIを用いた竜巻等突風・局地的大雨の自動予測・情報提供システムの開発」の一部であり、深層学習を用いた竜巻・大雨の探知・追跡・予測の実証実験に関する研究開発を委託するものであるが、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な技術を有する法人（以下、「特定公益法人等」という）との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 深層学習を用いた竜巻・大雨の探知・追跡・予測の実証実験に関する研究開発

(2) 業務内容 竜巻・大雨について、深層学習を用いた探知・追跡・予測に関するシステムの高度化を行い、準リアルタイム実験を実施する。

当所が提供する数値シミュレーション結果、多点型地上観測システムの観測データ、各種レーダーデータから、竜巻深層学習のための様々な教師データを作成する技術を高度化し、既存のシステムに追加することにより、取り扱い可能なデータ種を拡大する。また、竜巻・局地的大雨の撮影画像情報に関する処理のための開発を行う。そして、進路予測結果に基づく交通向け検証機能を試作し、進路予測情報が交通の運行に与える影響を算出する試作プログラムをシステムに追加し、疑似リアルタイム実験を行う。特に、竜巻の発生頻度が多く、鉄道交通の活発な東海地方を重点的な災害リスクエリアとして実験を行い、今後の課題と改善点について取りまとめる。

(3) 履行期限 令和4年3月31日

3 業務目的

本業務は、深層学習を用いた竜巻・大雨の探知・追跡・予測の実証実験に関する研究開発を目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和元・2・3 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ・ 深層学習のための教師データの作成を目的として、当所が提供する観測・数値シミュレーションデータを適切に処理する技術を有すること。
- ・ これらの機能を併せ持つ運用実験システムを整備し、疑似リアルタイム実験を行う技術を有していること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

当該業務を実施するうえで必要とされる行政的な見地に立ち、公平かつ中立的な立場を保たなければならない。このため、当該業務で得られた技術的知見を広く国民に還元することを目的として、当該業務の終了後、気象研究所が設計概念図を公表することに同意しなければならない。

(4) 守秘性に関する要件

- ① 当所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 当所の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務実績に関する要件

- 気象レーダーおよび数値シミュレーションを用いた以下の業務の実績を有すること
- ・ 過去の事例解析に関する業務
 - ・ リアルタイム監視・予測に関する業務

(6) その他必要と認める要件

重点的な災害リスクエリアである東海地方において、気象庁レーダーとの合成に基づく風ベクトル算出が可能な位置に設置された、降雨減衰の影響の少ない周波数帯のレーダーデータを取得可能であること。

5 手続き等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所総務部会計課調査官 秤谷 芳典

電話 029-853-8560 F A X 029-853-8571

② 技術力等に関する要件について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所台風・災害気象研究部 第四研究室 足立 透

電話 029-853-8580 F A X 029-856-0644

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年5月21日から令和3年6月10日まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和3年6月11日 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないとした審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。

④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

- ① 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は、5（1）に同じ
- ③ 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- ④ 4（1）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。
- ⑤ 詳細は説明書による。